

ORCAMO クラウド  
セキュリティ利用規約  
(第 5 版)

2026 年 9 月  
日本医師会ORCA管理機構株式会社

| 版数    | 発行日             | 改訂履歴                                    |
|-------|-----------------|-----------------------------------------|
| 第 1 版 | 2017 年 7 月 1 日  | ・初版発行                                   |
| 第 2 版 | 2018 年 3 月 19 日 | ・利用規約の名称変更                              |
| 第 3 版 | 2018 年 8 月 1 日  | ・VPN(ルータ型)サービスのオプション追加                  |
| 第 4 版 | 2019 年 9 月 1 日  | ・TLS1.2 サービス追加                          |
| 第 5 版 | 2026 年 9 月 15 日 | ・VPN(ルータ型)サービス削除<br>・VPN(ソフトウェア型)サービス削除 |

## 目次

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| <b>第1章 総則</b>                       | 1 |
| 第1条 (利用規約の適用)                       | 1 |
| 第2条 (用語の定義)                         | 1 |
| 第3条 (利用規約の変更)                       | 1 |
| 第4条 (準拠法及び管轄裁判所)                    | 1 |
| 第5条 (取扱準則)                          | 1 |
| 第6条 (協議)                            | 1 |
| <b>第2章 契約の締結等</b>                   | 1 |
| 第7条 (契約の申込)                         | 1 |
| 第8条 (契約申込の承諾)                       | 1 |
| 第9条 (契約の成立)                         | 2 |
| 第10条 (契約の単位)                        | 2 |
| 第11条 (利用期間)                         | 2 |
| 第12条 (最低利用期間)                       | 2 |
| 第13条 (提供の中止)                        | 2 |
| 第14条 (提供の停止)                        | 2 |
| 第15条 (契約者が行う契約の解除)                  | 3 |
| 第16条 (当社が行う契約の解除)                   | 3 |
| 第17条 (サービスの廃止)                      | 3 |
| 第18条 (契約の変更)                        | 3 |
| 第19条 (契約変更の承諾)                      | 4 |
| 第20条 (契約者の地位の承継)                    | 4 |
| 第21条 (契約上の権利の譲渡)                    | 4 |
| <b>第3章 サービスの品目等</b>                 | 4 |
| 第22条 (取扱地域)                         | 4 |
| 第23条 (サービスの品目)                      | 4 |
| <b>第4章 通信等</b>                      | 4 |
| 第24条 (非常事態が発生した場合等の利用の制限)           | 4 |
| 第25条 (通信の接続先の設定)                    | 4 |
| <b>第5章 料金</b>                       | 4 |
| 第26条 (料金体系)                         | 4 |
| 第27条 (料金等の計算方法)                     | 4 |
| 第28条 (料金等の請求及び支払)                   | 4 |
| 第29条 (料金及び工事費等の支払義務)                | 5 |
| 第30条 (遅延損害金)                        | 5 |
| 第31条 (金額の端数処理)                      | 5 |
| 第32条 (消費税の取り扱い)                     | 5 |
| <b>第6章 設備、ソフトウェアの維持・管理及び契約者の義務等</b> | 5 |
| 第33条 (契約者設備の維持)                     | 5 |
| 第34条 (契約者の義務)                       | 5 |
| <b>第7章 機密情報等の取り扱い</b>               | 5 |
| 第35条 (機密保持)                         | 5 |
| 第36条 (契約者情報の取り扱い)                   | 5 |

第8章 損害賠償等 ..... 6

第37条 (損害賠償) ..... 6

第38条 (免責事項) ..... 6

別紙1 TLS1.2 サービス ..... 7

# ORCAMO クラウド セキュリティ利用規約

## 第1章 総則

### 第1条(利用規約の適用)

日本医師会ORCA管理機構株式会社(以下、「当社」といいます。))は、ORCAMO クラウドの各サービスを利用するにあたり、この ORCAMO クラウド セキュリティ利用規約(以下単に「利用規約」といいます。)を定め、これによりセキュアなネットワークサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

#### 1. TLS1.2 サービス

当社は情報処理推進機構(以下、「IPA」といいます。))が公開している「SSL/TLS 暗号設定ガイドライン」の高セキュリティ型の設定基準に基づき、ファイアウォール(以下、「FW」といいます。)、ウェブアプリケーションファイアウォール(以下、「WAF」といいます。)などを用いて、当社が指定する接続先(サーバ又はデータセンター)と接続する TLS サービス(以下、「TLS1.2 サービス」といいます。)を提供します。

### 第2条(用語の定義)

利用規約の用語の定義は次のとおりとします。

| 用語          | 用語の定義                                                     |
|-------------|-----------------------------------------------------------|
| 1.契約者・利用者   | 契約者とは当社と本サービス契約を締結している者。利用者とは契約者の契約内容に基づいてし、本サービスの提供を受ける者 |
| 2.TLS       | インターネットなどにおいてセキュリティを要求される通信を行うための規格                       |
| 3.FW        | 通信における送信元情報と送信先情報(IP アドレスやポート番号等)をチェックして防御を行うシステム         |
| 4.WAF       | ファイアウォールでは防ぐことができない不正な攻撃から Web アプリケーション防御を行うファイアウォール      |
| 5.クライアント証明書 | セキュアネットワークサービスに接続するための電子証明書                               |
| 6.契約者設備     | 契約者・利用者が本サービスを利用するために用意する設備                               |

### 第3条(利用規約の変更)

当社は、利用規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

### 第4条(準拠法及び管轄裁判所)

利用規約は日本国の法律に準拠するものとし、利用規約に関する一切の争訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

### 第5条(取扱準則)

当社は、利用規約に従って、本サービスのための契約(以下、「契約」といいます)を契約者との間で締結します。

2. 契約者は当社に対し、本サービス提供の対価を支払います。

### 第6条(協議)

利用規約に記載されていない事項で本サービスを提供する上で必要な細目事項については、契約者と当社で協議の上定めることとします。

## 第2章 契約の締結等

### 第7条(契約の申込)

本サービス契約の申込は、ORCAMO クラウド サービス利用規約で定める、当該サービス利用申込書兼同意書に所定の事項を記載して、当社に提出していただきます。

### 第8条(契約申込の承諾)

契約申込があったとき、当社は、次の場合を除き本サービスの提供を承諾します。

- (1) 契約申込者が本サービスの料金等の支払を怠り、または怠るおそれがあるとき。
  - (2) 当社の業務遂行上または技術上、著しい困難があるとき。
  - (3) 契約申込者が第14条(提供の停止)第1項及び第16条(当社が行う契約の解除)第3項の各号に該当するとき。
  - (4) 本サービスの契約申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき。
  - (5) 違法、不当、公序良俗違反、当社若しくは当社のサービスの信用を毀損する、又は、当社サービスを直接若しくは間接に利用する者に重大な支障をきたす等の態様で本サービスを利用するおそれがあるとき。
2. その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でないと判断したとき。

#### 第9条(契約の成立)

本契約は、契約者による申込に対して、前条の各号に該当しない場合に、当社が契約者に本サービスの利用開始可能日を通知したときに成立するものとします。利用規約内容に基づいて、利用者は本サービスの提供を受けることが出来るものとします。

2. 前項において特に必要有るときは別途覚書を作成します。

#### 第10条(契約の単位)

各サービスを別紙にて定めます。

#### 第11条(利用期間)

本サービスの利用期間は、別段の定めがある場合を除き契約者に本サービスの提供を最初に開始した日から1年間とします。利用開始日が月の途中であった場合は、利用開始日を含む月および翌月の1日からの1年間をあわせた期間とします。本サービスの利用期間は、別段の定めがない限り、当社が定める方法により期間満了30日前までに契約者又は当社から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

#### 第12条(最低利用期間)

本サービス契約には最低利用期間があります。最低利用期間は、利用開始可能日の翌月1日から起算(以下、課金開始日)とします。各サービスの最低利用期間は、別紙に定めます。

2. 利用開始可能日とは、契約者が利用を申込み、当社が承諾後、サービス提供可能となった日で、当社が指定する日とします。契約者は、申込日から3ヶ月以内で希望利用開始可能日を申込書に指定することができます。当社にて希望日に対して近い利用開始可能日を設定します。ただし、当社が起因とした不良品、未納品、その他障害で利用できない場合には利用開始日は延期します。

3. 最低利用期間内に解約があった場合には、最低利用期間満了迄(当社の定める期日迄)に当社が契約者に請求する金額の総計(以下、「違約金」といいます。)を契約者は当社に支払うものとします。

4. 本サービスの契約内容が変更された場合における最低利用期間の起算日は、変更後のサービスが提供可能になった日で、当社が指定した日とします。

#### 第13条(提供の中止)

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスを中止することがあります。

(1)第24条(非常事態が発生した場合等の利用の制限)の規定によるとき。

2. 当社は前項の規定により本サービスを中止するときは、予めその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

#### 第14条(提供の停止)

当社は、本サービスの契約者が次のいずれかに該当する場合は、理由、停止日、停止期間を通知し、契約者に対する本サービスの提供を停止することがあります。

(1) 支払期日を経過しても料金、遅延損害金、割増金を支払わないとき。

(2) 契約者の本サービスの利用に関し、他の契約者または第三者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めたとき、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断したとき。ただし、当社が緊急かつ必要と認めた場合は提供の停止を経ることなく契約を解除することがあります。

- (3) 本サービスを利用して、契約者が行った行為が法令に違反し、契約者が逮捕、起訴、有罪判決等の処分を受けたとき。ただし、この場合は提供の停止を経ることなく契約を解除することがあります。
- (4) 前各号の他、利用規約の規定に違反する行為で、当社または第三者の業務遂行または当社または第三者の提供する設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき。
2. 停止期間経過後も前項に該当している場合は、引続き停止させていただきます。
3. 前2項の停止期間中は、別紙の「料金」の項に記載の利用料金をお支払いいただきます。

#### 第15条(契約者が行う契約の解除)

契約者は、本サービス契約を解除しようとするときは、ORCAMO クラウド サービス利用規約で定める、当該サービス利用解約申込書により解除しようとする月の前月末日(当該日が土曜日、日曜日、祝休日の場合には、直前の当社営業日)までにその旨を当社に通知いただきます。本サービス契約の解除日は、契約者が解除しようとする月の当社最終営業日とします。ただし、契約者が、最低利用期間内に契約を解除する場合は、第12条(最低利用期間)第3項の規定による違約金をお支払いいただきます。

#### 第16条(当社が行う契約の解除)

第14条(提供の停止)第2項の規定による提供停止期間を経過し、なお契約者が第14条(提供の停止)第1項の各号のいずれかに該当する場合、当社は本サービス契約を解除することがあります。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、契約者が第14条(提供の停止)第1項各号のいずれかに該当し、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの提供を停止することなく本契約を解除することがあります。

3. 当社は、契約者に次の各号の事由が一つでも生じた時には、契約者に対し何らの催告その他手続を要せず本契約の全部または一部を解除する事が出来るものとします。

- (1) 利用規約に違反したとき。
  - (2) 監督官庁から営業取消・停止などの処分を受けたとき。
  - (3) 手形交換所の不渡処分を受けた時、または支払停止状態に至ったとき。
  - (4) 第三者からの差押え・仮差押え・仮処分等の強制執行の申し立てを受けたとき。
  - (5) 破産、特別清算、民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始の申し立てを受けたとき、または申し立てを自らなしたとき。
  - (6) 解散(合併の場合を除く)の株主総会決議をしたとき。
  - (7) 財産状態が悪化または悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
  - (8) 当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で当該サービスを利用するおそれがあるとき。
  - (9) その他利用規約の義務の履行が期待出来ないと認められる相当の事由があるとき。
4. 前項により本契約が解除された場合、当社は契約者に対して契約者の責によって被った損害賠償の請求を出来るものとします。

#### 第17条(サービスの廃止)

当社は、天災地変等やむを得ない実情により本サービスを提供できない場合、または契約者に対し廃止する6ヶ月前迄にその旨を通知することで本サービスを廃止することがあります。この場合、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約するものとします。

#### 第18条(契約の変更)

契約者は、その商号若しくは名称、所在地若しくは連絡先その他利用申込内容の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社の定める ORCAMO クラウドの各サービス変更申込書により変更予定日の30日前までに当社に通知するものとします。

2. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

3. 契約者が本サービスの変更(契約者にかかわる事項以外の変更)についての契約変更を申込む場合は、ORCAMO クラウドのサービス利用規約で定める、各サービスの利用変更申込書に必要事項及びサービス変更希望月を記入し、変更希望月の前々月の末日まで当社に提出していただきます。当社は、申込み受付後に変更の利用開始月をご連絡します。

#### 第19条(契約変更の承諾)

契約者から契約変更の申込みがあったときは、第8条(契約申込の承諾)に定める各号に該当する場合を除き、当社は本サービスの変更を承諾します。

#### 第20条(契約者の地位の承継)

契約者において相続または合併があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、契約者の地位を承継するものとします。

2. 前項の規定により契約者の地位を承継した者は、承継の日から6ヶ月以内の当社営業日(承継の日を算入せずに6ヶ月とする。ただし当該日が土曜日、日曜日、祝休日の場合には、直前の当社営業日)迄に承継したことを証明する書類を添えてその旨を当社に通知していただきます。

#### 第21条(契約上の権利の譲渡)

契約者は、第18条(契約の変更)、第20条(契約者の地位の承継)を除いて、本サービスの提供を受ける権利を譲渡することが出来ないものとします。

### 第3章 サービスの品目等

#### 第22条(取扱地域)

本サービスの提供地域は、日本国内に限定します。

#### 第23条(サービスの品目)

本サービスにおいて提供するサービスは別紙とします。

### 第4章 通信等

#### 第24条(非常事態が発生した場合等の利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、総務省令で定める重要通信を確保するため、通信の一部を停止する措置をとることがあります。

#### 第25条(通信の接続先の設定)

契約者は、通信の接続先の追加または廃止などの変更を行おうとするときは、ORCAMO クラウドのサービス利用規約で定める、各サービスの利用変更申込書を当社に提出していただきます。

### 第5章 料金

#### 第26条(料金体系)

本サービスの料金体系を、別紙に定めます。

#### 第27条(料金等の計算方法)

利用料金は、暦月の1日から末日迄の1ヶ月を1料金単位とします。

2. 利用開始日が月の途中であった場合、課金開始日は、利用開始日が属する月の翌月1日です。(日割り計算は行いません。)

3. 契約者が契約を解除する場合であって、契約の解除日が暦月の末日以外の場合、当社は契約の解除日が属する月の末日迄の料金を算定させていただきます(日割り計算は行いません)。

#### 第28条(料金等の請求及び支払)

契約者は、本サービスの利用料金及び消費税等を、別紙に定める方法で支払うものとします。

#### 第29条(料金等の支払義務)

契約者が当社の提供する本サービスの申込をされ、当社が提供の承諾をしたときは、第27条(料金体系)の規定による料金をお支払いいただきます。

#### 第30条(遅延損害金)

契約者は、料金等または料金以外の債務(遅延損害金を除きます)について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払い日の前日迄の期間について、未払い額に対する年率14.5%の割合による遅延損害金を、当社が指定する期日迄に支払うものとします。

#### 第31条(金額の端数処理)

料金及びその他の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

#### 第32条(消費税の取り扱い)

契約者が当社に対して料金を支払う場合、料金及び消費税相当額(消費税法[昭和63年法律第108号]及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額をいいます。)を支払うものとします。

2. 第28条(料金体系)に規定する料金は、消費税を含んでおりません。当社は、契約者に対し、算定料金に消費税相当額を加算して請求します。

3. 第32条(遅延損害金)に規定する遅延損害金については、消費税を加算しません。

4. 第39条(損害賠償)の規定により当社が契約者に支払う損害賠償金は、消費税相当額を含まない額とします。

## 第6章 契約者設備の維持及び契約者の義務等

#### 第33条(契約者設備の維持)

契約者は本サービスの利用にあたり必要な設備を維持するものとし、契約者の設備に起因し本サービスの利用が出来なくなった場合、当社の責任範囲外とします。

#### 第34条(契約者の義務)

本サービスは、セキュアな通信経路を提供するものであり、端末や保存されるデータ類に対するセキュリティを確保するものではありません。契約者は、端末に保存するデータ類について暗号化を行うなど適切な管理をして頂く必要があります。

2. 契約者は、契約者及び加入者が準備する設備について厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の最新版に従い、セキュリティ対策ソフトの導入、パーソナルファイアウォールの利用や端末OSの定期的なアップデート等を行い、セキュリティ対策を定期的 to 実施し維持・運用をして頂く必要があります。

3. 契約者は、当社が契約者に対し付与するID及びパスワードの管理責任を負うものとします。

(1) 契約者は、ID又はパスワードを第三者に利用させてはいけません。

(2) 契約者は、ID又はパスワードが窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

## 第7章 秘密情報等の取り扱い

#### 第35条(機密保持)

契約者及び当社は、本サービスに関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を本サービスの存続期間中はもとより、本サービス終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとします。ただし、公知の事実もしくは当事者が独自に知り得た事項についてはこの限りではありません。

#### 第36条(契約者情報の取扱い)

当社は、契約者に係る情報について、契約者の利便性の向上を図ることを目的として、適正かつ公平な手段に基づき取得しその目的達成に必要な範囲で利用します。

2. 前項の利用目的には、次に掲げる事項を含めるものとします。

- (1) 契約者に対する関連事項の提案業務及びその他営業促進活動業務
- (2) 関連事項の開発業務

## 第8章 損害賠償等

### 第37条(損害賠償)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によって本サービスの提供が出来なかったことにより契約者に損害を与えたときは、本サービスが全く利用出来ない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。その場合において、当社は、本サービスが全く利用出来ない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24の倍数である部分に限ります)に対応する当該サービスに係る料金額(サービスの一部が全く利用出来ない状態の場合は、その部分に係る料金額)を契約者に発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。また、賠償額は別紙に定める利用料金の1ヶ月分に相当する金額の範囲内とします。

2. 当社は、天災、事変その他非常事態の発生等当社の責に帰することが出来ない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づく契約者の損害については、責任を負わないものとします。

### 第38条(免責事項)

当社は契約者の本サービスの利用に関して、次に定める事項については、一切の損害賠償の責を負いません。

- (1) 契約者に、第13条(提供の中止)第1項、第14条(提供の停止)第1項、第16条(当社が行う契約の解除)第3項、第24条(非常事態が発生した場合等の利用の制限)に定める事由により損害が発生した場合。
- (2) 電気通信事業者が提供する通信サービスに起因する事象により、全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用出来ない状態となることにより契約者に損害が発生した場合。
- (3) 契約者が個々に契約するインターネットサービスプロバイダ接続が原因で、損害が発生した場合。

2. 当社は、第37条(損害賠償)第1項に定める場合を除き、前項に定めるものの他、契約者が本サービスの利用により被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負いません。ただし当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではないものとします。

3. 前項但書きにより、当社が責任を負担する場合は、別紙の「料金」に定める利用料金の1ヶ月分に相当する金額の範囲内で責任を負担するものとします。

## 別紙1 TLS1.2 サービス

### 1. サービスの品目

TLS1.2サービスは、ORCAMOクラウドの各サービス利用において当社が提供するFWサーバー及びWAFサーバーを経由することにより、セキュアなネットワークを利用するサービスです。

### 2. 契約

#### 2-1. 契約の単位

当社が契約者に提供する、クライアント証明書毎に契約を締結します。

#### 2-2. 契約内容の変更

契約者は、契約アカウント数の変更を請求することができます。

#### 2-3. 最低利用期間

TLS1.2サービス契約の最低利用期間は1ヵ月とし、その起算日は、課金開始日とします。TLS1.2サービスがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合、第15条(契約者が行う契約の解除)の規定を適用します。

### 3. 利用条件

ORCAMOクラウドに接続するパソコンやサーバーは、TLS1.2に対応したブラウザをはじめアプリケーションを使用して頂きます。

### 4. 料金

上記「1. サービスの品目」に記載された TLS1.2 サービスは月額の利用料金をご契約いただいた1アカウント毎に発生します。尚、1アカウントあたりの単価の具体的な金額については、別途「ORCAMO クラウド サービス利用規約」で定める、当該サービス利用申込書兼同意書で定めるものとします。この場合において、月額費用の支払義務は課金開始日より発生するものとします。

注): 利用する端末数に応じたアカウントの数を申し込み頂きますが、月額の利用料金は「1アカウントあたりの単価」にアカウント数を乗じた金額(税抜)となります。

### 5. 支払方法

契約者は、TLS1.2 サービスの初期費用、月額費用及びこれにかかる消費税等を次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。(但し、「ORCAMO クラウド サービス利用規約」で定める、当該サービス利用料金の支払方法と同じでなければなりません。)

| パターン        | 支払方法                                                                           |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| ① 電話料金合算の利用 | 毎月の電話料金に合算して TLS1.2 サービスの料金をお支払いいただきます。                                        |
| ② 口座振替の利用   | ご指定頂いた預金口座から TLS1.2 サービスの料金を自動引き落としさせていただきます。                                  |
| ③ 請求書払いの利用  | ご提出いただいた宛名および住所に請求書を発行し、支払期日までに指定の銀行口座かコンビニエンスストアにて TLS1.2 サービスの料金をお支払いいただきます。 |

TLS1.2 サービスの料金のお支払いや自動引き落としの期日はお支払い方法で異なりますので、契約時にご確認ください。